

改正

令和 3 年 10 月 27 日門真市規則第 32 号

令和 4 年 3 月 24 日門真市規則第 11 号

令和 6 年 12 月 4 日門真市規則第 47 号

令和 7 年 5 月 26 日門真市規則第 31 号

門真市立門真市民プラザ条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 門真市立青少年活動センター（第 2 条—第 20 条）

第 3 章 門真市立生涯学習センター（第 21 条—第 25 条）

第 4 章 門真市立門真市民プラザ体育館（第 26 条—第 33 条）

第 5 章 門真市立門真市民プラザグラウンド（第 34 条—第 37 条）

第 6 章 雑則（第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、門真市立門真市民プラザ条例（平成 24 年門真市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 門真市立青少年活動センター

（開館時間等の変更の通知）

第 2 条 指定管理者（条例第 4 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例第 8 条ただし書又は第 9 条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立青少年活動センター（以下この章において「センター」という。）の掲示板に変更しようとする日の 3 日前までにその旨を掲示するものとする。

（事前登録）

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規定によりセンターを利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に登録しておかなければならない。

(利用許可の申請等)

第4条 センターの利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとするもの又はその許可に係る事項を変更しようとするもので前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。）の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。ただし、条例第10条第1号及び第2号に掲げるものについては、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日から行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。

4 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用許可申請の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用したセンターの利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により利用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による利用許可の申請（以下「予約システムによる申請」という。）は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受けるものの決定は、先着順によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1号及び第2号に掲げるものに係る予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受けるものの決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行ったものによる抽選によるもの（予約システムによる申請を行ったものが複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行ったものとする。）とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

第6条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用許可書の交付等)

第7条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、申請者に門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。
この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

2 許可書の交付を受けたもの(以下「利用者」という。)は、センターの利用に際して、許可書をセンターの職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にあつては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をしたものに応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。

4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

5 第1項の規定にかかわらず、許可書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(学習室の利用の許可)

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、学習室を利用しようとする者に係る利用の許可の手続は、入室の際、門真市立門真市民プラザ学習室利用許可申請書(様式第3号)に必要事項を記入することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用の辞退)

第9条 利用者がセンターの利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用辞退届（様式第4号）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の辞退届は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和3年門真市規則32号〕

(特別設備の設置等の申請)

第10条 条例第15条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするものは、第4条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。

2 特別設備の設置等又は条例第15条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

(職員の立入り)

第11条 指定管理者は、センターの管理運営上必要があるときは、センターの職員をして利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められる者

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって建物、設備及び器具等（以下「施設等」という。）を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。

- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 利用施設等の準備、原状回復等を行う場合は、センターの職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(入館者の遵守事項)

第14条 入館者は、センターの利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立門真市民プラザ施設等汚損等届（様式第5号）により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の汚損等届は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第16条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちにセンターの職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の納付の特例)

第17条 条例第18条第2項ただし書の特別な理由があると認めるときとは、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用の開始前に利用料金を納付する場合とする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用料金の還付)

第18条 条例第18条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の 5 割に相当する額
災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金還付申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和3年門真市規則32号・6年47号〕

（利用料金の減免の基準）

第19条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

（1） 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

ア 本市又は門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が利用する場合

イ 条例第10条第1号又は第2号に掲げるものが利用する場合

ウ 主に障害者で構成される団体が利用する場合

エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

（2） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

ア 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合

イ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

（3） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額

ア サークル登録団体が利用する場合

イ 社会教育関係団体が利用する場合

ウ 地域で活動する団体が利用する場合

エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金減免申請書（様式第7号。以下「減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、減免申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

（附属設備等の利用料金）

第20条 条例別表第1第2号の規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

第3章 門真市生涯学習センター

（開館時間等の変更通知）

第21条 指定管理者は、条例第21条ただし書又は第22条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立生涯学習センター（以下この章において「センター」という。）の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

（利用許可の申請等）

第22条 登録者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 申請書の受付は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

（利用許可の申請の特例）

第23条 前条の規定にかかわらず、登録者は、予約システムにより利用許可の申請をすることができる。

- 2 予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

（利用料金の減免の基準）

第24条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第23条において準用する条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

- （1） 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

- ア 本市又は委員会が利用する場合
- イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- （2） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

- ア 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。以下同じ。）以下の者で構成される団体が利用する場合
- イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- （3） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額

- ア サークル登録団体が利用する場合
- イ 社会教育関係団体が利用する場合
- ウ 地域で活動する団体が利用する場合
- エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあっては、これを省略することができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、減免申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号・7年31号〕

（準用）

第25条 第3条及び第6条から第18条までの規定は、センターについて準用する。この場合におい

て、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	条例第11条第1項	条例第23条において準用する条例第11条第1項
第6条第1項	前条第3項	第23条第3項
第8条第1項	第3条から前条まで	第3条、第6条、第7条、第22条及び第23条
第10条第1項	条例第15条第1項	条例第23条において準用する条例第15条第1項
	第4条第1項	第22条第1項
第10条第2項	条例第15条第2項	条例第23条において準用する条例第15条第2項
第16条	条例第16条第1項	条例第23条において準用する条例第16条第1項
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第23条において準用する条例第18条第2項ただし書
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第23条において準用する条例第18条第4項ただし書

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

第4章 門真市立門真市民プラザ体育館

(開館時間等の変更の通知)

第26条 指定管理者は、条例第26条第1項ただし書又は第27条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立門真市民プラザ体育館（以下「体育館」という。）の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

(利用許可の申請等)

第27条 登録者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、市長が別に定めるところにより市外居住者であると指定管理者が認める登録者（以下「市外登録者」という。）については、利用予定日の属する月の1箇月前の17日から行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 4 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用許可の申請の特例)

第28条 前条の規定にかかわらず、登録者は、予約システムにより利用許可の申請をすることができる。

- 2 予約システムによる申請は、市長が別に定めるところにより市内居住者であると指定管理者が認める登録者（以下「市内登録者」という。）にあつては利用予定日の属する月の2箇月前の月の17日の午前9時以後、市外登録者にあつては利用予定日の属する月の1箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市内登録者に係る予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

第29条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

- 2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、当該予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用者の遵守事項)

第30条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 体育館の利用を終了したときは、体育館の職員の点検を受けること。

- (2) 会場設営及び器材の準備又は撤去は、全て利用者において行うこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (4) 体育館内で営業行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の職員が指示した事項に従うこと。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(利用料金の減免の基準)

第31条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第28条において準用する条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額
 - ア 本市又は委員会が主催し、又は共催する行事のため利用する場合
 - イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額
 - ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合
 - イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額
 - ア 社会教育関係団体が主催する行事のため利用する場合
 - イ 地域で活動する団体が主催する行事のため利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあつては、これを省略することができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、減免申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

(附属設備の利用料金)

第32条 条例別表第3備考3の規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

追加〔令和4年門真市規則11号〕

(準用)

第33条 第3条、第7条、第9条から第12条まで及び第15条から第18条までの規定は、体育館について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	条例第11条第1項	条例第28条において準用する条例第11条第1項
	センター	体育館
第7条第1項及び第2項	センター	体育館
第7条第4項	前条第1項	第29条第1項
第9条第1項	センター	体育館
第10条第1項	条例第15条第1項	条例第28条において準用する条例第15条第1項
	第4条第1項	第27条第1項
第10条第2項	条例第15条第2項	条例第28条において準用する条例第15条第2項
第11条、第12条	センター	体育館
第16条	条例第16条第1項	条例第28条において準用する条例第16条第1項
	センター	体育館
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第28条において準用する条例第18条第2項ただし書
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第28条において準用する条例第18条第4項ただし書

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

第5章 門真市立門真市民プラザグラウンド

(開場時間等の変更の通知)

第34条 指定管理者は、条例第31条第1項ただし書又は第32条ただし書の規定により、開場時間又は休場日の変更を行うときは、体育館の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

(利用許可の申請等)

第35条 登録者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 申請書の受付は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請書は、指定管理者が別に定める書類に代えることができるものとする。

一部改正〔令和4年門真市規則11号・6年47号〕

(利用許可の申請の特例)

第36条 前条の規定にかかわらず、登録者は、予約システムにより利用許可の申請をすることができる。

- 2 予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあつては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

(準用)

第37条 第3条、第7条、第9条から第12条まで、第15条から第18条まで及び第29条から第31条までの規定は、門真市立門真市民プラザグラウンド（以下「グラウンド」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	条例第11条第1項	条例第33条において準用する条例第11条第1項
	センター	グラウンド

第7条第1項及び第2項	センター	グラウンド
第7条第4項	前条第1項	第29条第1項
第9条第1項	センター	グラウンド
第10条第1項	条例第15条第1項	条例第33条において準用する条例第15条第1項
	第4条第1項	第35条第1項
第10条第2項	条例第15条第2項	条例第33条において準用する条例第15条第2項
第11条	センター	グラウンド
第12条	入館	入場
	退館	退場
	センター	グラウンド
第16条	条例第16条第1項	条例第33条において準用する条例第16条第1項
	センター	グラウンド
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第33条において準用する条例第18条第2項ただし書
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第33条において準用する条例第18条第4項ただし書
第29条	前条第3項	第36条第3項
第30条	体育館	グラウンド
第31条	条例第28条	条例第33条

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

第6章 雑則

(細目)

第38条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金に関する規則の廃止)

2 門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金に関する規則（平成26年門真市規則第19号）は、廃止する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

3 第2条、第3条、第4条（第2項及び第4項を除く。）、第7条（第2項を除く。）、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条、第18条、第19条、第21条、第22条（第3項を除く。）、第24条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第28条第2項、第31条、第34条並びに第35条（第3項を除く。）の規定は、条例附則第3項の規定により市長が指定管理施設の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）	市長
第3条、第4条第1項	指定管理者	市長
第4条第3項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第4条第5項、第7条（第2項を除く。）、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条、第15条、第18条、第19条、第21条、第22条第1項	指定管理者	市長
第22条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第22条第4項、第24条、第26条、第27条第1項及び第2項	指定管理者	市長
第27条第3項	指定管理者	市長

	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第27条第5項、第28条 第2項、第31条、第34 条、第35条第1項	指定管理者	市長
第35条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第35条第4項	指定管理者	市長

一部改正〔令和3年門真市規則32号・4年11号・6年47号〕

附 則（令和3年10月27日門真市規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日門真市規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の門真市立公民館条例施行規則、門真市立市民交流会館条例施行規則及び門真市立門真市民プラザ条例施行規則の規定による門真市立公民館、門真市立市民交流会館及び門真市立門真市民プラザの附属設備の利用の許可、利用料金の徴収等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年12月4日門真市規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月26日門真市規則第31号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

門真市立青少年活動センター附属設備利用料金

品目		単位	利用料金
展示パネル		1枚	1回につき100円
マイクrophon	ダイナミック	1本	1回につき300円
	ワイヤレス	1本	1回につき300円
ギターアンプ		1台	1回につき500円

ベースアンプ	1 台	1 回につき500円
電子ピアノ	1 台	1 回につき1,000円
ロッカー	1 個	1 月当たり300円

備考 ロッカーの利用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間については、1月として計算するものとする。

一部改正〔令和4年門真市規則11号〕

別表第2（第32条関係）

門真市立門真市民プラザ体育館附属設備利用料金

品目	単位	利用料金
ロッカー大	1 台	500円
ロッカー小	1 台	300円

備考 利用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間については、1月として計算するものとする。

追加〔令和4年門真市規則11号〕

様式第1号（第4条、第22条、第27条、第34条関係）

門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所

申請者 氏名

電話 （ ）

次のとおり門真市立門真市民プラザの（利用許可・利用変更許可）を受けたいので、申請します。

記

登 録 番 号				
利用年月日	年 月 日			
利 用 時 間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後			
利用団体名				
利 用 目 的				
利用責任者	氏 名	☐ 申請者と同じ		
	住 所	電話 （ ）		
	勤 務 先	電話 （ ）		
	利用予定人数	人		
利 用 施 設 名				
特別設備の設置	☐ 有 ☐ 無			
※利用料金	円	領収印		※ 年 月 日

注意

※印の箇所は記入しないでください。

様式第2号（第7条、第25条、第32条、第36条関係）

門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可書

年 月 日

申請者（氏 名）様

許可権者（氏 名） 印

年 月 日付け、門真市立門真市民プラザの（利用許可・利用変更許可）申請について、次のとおり許可します。

記

利用年月日	年 月 日		
利用時間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後		
利用団体名			
利用目的			
利用責任者	氏 名	☐ 申請者と同じ	
	住 所	電話 ()	
	勤務先	電話 ()	
	利用予定人数	人	
利用施設名			
特別設備の設置	☐ 有 ☐ 無		
許可条件			

様式第3号（第8条、第25条関係）

門真市立門真市民プラザ学習室利用許可申請書

許可権者（氏 名）様

次のとおり門真市立門真市民プラザ学習室を利用したいので申請します。

記

氏 名	
住 所	
学 校 名 又 属 は 所 等	
座 席 番 号	

様式第4号（第9条、第25条、第32条、第36条関係）

門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用辞退届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所

申請者 氏名

電話 （ ）

次のとおり門真市立門真市民プラザの利用を辞退します。

記

辞退の理由	
-------	--

添付書類 門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可書

様式第5号（第15条、第25条、第32条、第36条関係）
門真市立門真市民プラザ施設等汚損等届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所

申請者 氏名

電話 （ ）

門真市立門真市民プラザの施設等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立門真市民プラザ条例第17条（同条例第23条、第28条又は第33条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 団 体 名	
汚 損 等 の 場 所	
汚 損 等 の 内 容 又は程度	

様式第6号（第18条、第25条、第32条、第36条関係）

門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金還付申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所

申請者 氏名

電話 （ ）

門真市立門真市民プラザ条例施行規則第18条（同規則第25条、第32条又は第36条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還 付 の 理 由			
既納利用料金	円	還付申請額	円

注意

- 1 還付の理由のうち、該当するものに○をつけてください。
- 2 門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設使用許可・変更許可書を添付してください。

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕

様式第7号（第19条、第24条、第31条、第36条関係）

門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金減免申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住所

申請者 氏名

電話 （ ）

門真市立門真市民プラザ条例施行規則第19条、第24条又は第31条（同規則第36条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 時 間	☐午前 時 分から ☐午後 ☐午前 時 分まで ☐午後
利 用 団 体 名	
利 用 目 的	
利 用 施 設 名	
減額又は免除を受けたい理由	

一部改正〔令和6年門真市規則47号〕